

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
41	令和6年度住民税非課税世帯物価高騰対策支援給付金に関する事務【令和7年4月1日終了】

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

品川区は住民税非課税世帯物価高騰対策支援給付金 に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼす事を認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを事前に分析するとともに、リスクを軽減させるための適切な措置を講じ、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組むことをここに宣言する。

特記事項

評価実施機関名

東京都品川区長

公表日

令和7年5月1日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務		
①事務の名称	令和6年度住民税非課税世帯物価高騰対策支援給付金に関する事務	
②事務の概要	エネルギー・食料品等の物価高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい低所得世帯(住民税非課税世帯)に対し、臨時的な措置として下記給付金の給付する。 (1)1世帯あたり10万円の給付をする。【令和6年9月30日終了】 (2)1世帯あたり3万円の給付をする。 「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)」(以下、「番号利用法」という。)の規定により、支給要件の確認に必要な、税情報等の各種情報の照会に係る事務において、特定個人情報を取り扱う。	
③システムの名称	臨時特別給付金システム、番号連携サーバ(団体内統合宛名システム)、中間サーバ	
2. 特定個人情報ファイル名		
住民税非課税世帯物価高騰対策支援給付金ファイル		
3. 個人番号の利用		
法令上の根拠	・番号利用法第9条第1項、別表135の項 ・番号利用法第9条第1項別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日号外内閣府、総務省令第5号)第74条 ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号)第10条	
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定	
②法令上の根拠	・番号利用法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年5月24日号外デジタル庁、総務省令第9号) 第2条 表160	
5. 評価実施機関における担当部署		
①部署	福祉部生活福祉課	
②所属長の役職名	福祉部生活福祉課長	
6. 他の評価実施機関		
-		
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求		
請求先	福祉部生活福祉課保護事務係 品川区広町2-1-36 TEL03-5742-6713	
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ		
連絡先	福祉部生活福祉課保護事務係 品川区広町2-1-36 TEL03-5742-6713	
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した		
適用した理由		

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年1月31日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年1月31日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。	
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い事務を行っている。人為的ミスが発生するリスクに対し、次のような対策を講じている。 ・住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また、情報の取得時など特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するには、必ず複数人でダブルチェックを行っている。 ・マイナンバー入りの書類は、施錠できる書庫に保管することを徹底している。 これらの対策を講じていることから、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	
9. 監査		
実施の有無	[] 自己点検 [☒] 内部監査 [] 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	①申請書の受付時、窓口において届出内容や身分証明書などの本人または代理人の本人確認書類を確認することで、対象者以外の情報入手を防止している。 ②申請書については、実施要綱に示された様式とし、必要以外の情報が記載できない書式とする。 ③積極支給の対象者の抽出については、事前に決められた部署から必要な情報のみを入手する。	

變更箇所

[illegible]